

○市街地再開発事業等補助要領

改正案	現行
<p style="text-align: center;">市街地再開発事業等補助要領</p> <div style="text-align: right; border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> 建設省住街発第 47 号 昭和 62 年 5 月 20 日 建設省住宅局長通知 </div> <p style="text-align: right;">最終改正 令和 <u>6</u> 年 <u>4</u> 月 <u>1</u> 日 国住街第 <u>147</u> 号</p> <p>第 1 (略)</p> <p>第 2 定義</p> <p>この要領において次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>1～18 (略)</p> <p>19 社会福祉施設等 次に掲げる施設をいう。</p> <p style="padding-left: 20px;">一～四 (略)</p> <p style="padding-left: 20px;"><u>五 子育て支援に資する施設のうち、乳幼児一時預かり施設及びこども送迎センター</u></p> <p>20～26 (略)</p> <p>27 福祉空間形成型プロジェクト <u>次のいずれかに該当するものをいう。</u></p> <p style="padding-left: 20px;">一 <u>第 19 項一から四号に掲げる施設</u>の施設建築物への導入が市町村が定める福祉のまちづくりに関する計画に位置づけられており、かつ、<u>第 19 項一から四号に掲げる施設</u>の延べ面積の合計が保留床の延べ面積の 1/10 以上又は 1,000 平方メートル以上であるもの。</p>	<p style="text-align: center;">市街地再開発事業等補助要領</p> <div style="text-align: right; border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> 建設省住街発第 47 号 昭和 62 年 5 月 20 日 建設省住宅局長通知 </div> <p style="text-align: right;">最終改正 令和 <u>5</u> 年 <u>3</u> 月 <u>31</u> 日 国住街第 <u>227</u> 号</p> <p>第 1 (略)</p> <p>第 2 定義</p> <p>この要領において次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>1～18 (略)</p> <p>19 社会福祉施設等 次に掲げる施設をいう。</p> <p style="padding-left: 20px;">一～四 (略)</p> <p style="padding-left: 20px;"><u>(新設)</u></p> <p>20～26 (略)</p> <p>27 福祉空間形成型プロジェクト 市街地再開発事業のうち、</p> <p style="padding-left: 20px;">社会福祉施設等の施設建築物への導入が市町村が定める福祉のまちづくりに関する計画に位置づけられており、かつ、社会福祉施設等の延べ面積の合計が保留床の延べ面積の 1/10 以上又は 1,000 平方メートル以上であるもの <u>をいう。</u></p>

改正案	現行
<p>二 <u>以下の要件をすべて満たす事業をいう。</u></p> <p>イ <u>立地適正化計画に基づく都市機能誘導区域内又は居住誘導区域内であること</u></p> <p>ロ <u>第 19 項五号に掲げる施設の施設建築物への導入が市町村こども計画（同計画の策定が確実と見込まれる場合を含む。）に位置付けられていること（ただし、市街地再開発事業等で整備する子育て支援に資する施設の規模が定量的に需要を充足するものであり、かつ、その規模が周辺の子育て世帯数に対して十分である場合に限る。）</u></p> <p>ハ <u>第 19 項五号に掲げる施設及び子育て世代活動支援センターの延べ面積の合計が保留床の延べ面積の 10分の1 以上又は 1,000 平方メートル以上であること</u></p> <p>ニ <u>鉄道若しくは地下鉄の駅（ピーク時運行本数（片道）が 3 本以上）から半径 1 km の範囲内又はバス若しくは軌道の停留所若しくは停車場（ピーク時運行本数（片道）が 3 本以上）から半径 500m の範囲内にあること</u></p> <p>ホ <u>教育施設や医療施設等の子育てに必要な施設が周辺地域に立地していること（立地が確実な場合を含む。）、かつ、当該施設の数が増加していること</u></p> <p>ヘ <u>周辺地域における子育て世帯の状況に適切に対応した鉄道駅、住宅地等のインフラ整備が近年行われたこと（実施が確実な場合を含む。）</u></p> <p>28～38（略）</p> <p>第 3 補助対象事業</p>	<p><u>（新設）</u></p> <p>28～38（略）</p> <p>第 3 補助対象事業</p>

改正案	現行
<p>1～2（略）</p> <p>3 優良建築物等整備事業に係る国の補助対象事業</p> <p>一 市街地整備</p> <p>イ～ロ（略）</p> <p><u>（削除）</u></p> <p>4（略）</p> <p>第4（略）</p> <p>第5 補助金の額</p> <p>1～2（略）</p> <p>3 優良建築物等整備事業に係る国の補助金の額は、第3第3項各号の補助対象事業の区分に応じ、次に掲げるものとする。</p>	<p>1～2（略）</p> <p>3 優良建築物等整備事業に係る国の補助対象事業</p> <p>一 市街地整備</p> <p>イ～ロ（略）</p> <p><u>ハ 複数棟改修型優良建築物等整備事業の補助対象となる事業は次に掲げるものとする。</u></p> <p><u>(1) 事業主体が行う優良建築物等整備事業に係る調査設計計画、土地整備、共同施設整備及び市街地環境の整備</u></p> <p><u>(2) 優良建築物等整備事業に係る調査設計計画、土地整備、共同施設整備及び市街地環境の整備を行う施行者に対する事業主体の補助</u></p> <p>4（略）</p> <p>第4（略）</p> <p>第5 補助金の額</p> <p>1～2（略）</p> <p>3 優良建築物等整備事業に係る国の補助金の額は、第3第3項各号の補助対象事業の区分に応じ、次に掲げるものとする。</p>

改正案

現行

(あ)	区分	共同化タイプ		市街地環境形成タイプ		マンション建替タイプ		中心市街地共同住宅供給タイプ	既存ストック再生型		都市再構築型
		右のいずれのプロジェクトにも該当しないもの	住宅型地域活性化防災活動拠点型	右のいずれのプロジェクトにも該当しないもの	住宅型地域活性化防災活動拠点型	優良要綱第2三ハ(3)①に該当するもの	優良要綱第2三ハ(3)②に該当するもの		優良要綱第2五(1)①に該当するもの	優良要綱第2五(1)②又は③に該当するもの	
イ	調査設計計画										
	(1)基本構想作成費	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	(2)事業計画作成費										
	①基本設計費	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	②敷地設計費	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	③資金計画作成費	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	④現況測量、現況調査、権利調査及び調整に要する費用	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	(3)地盤調査費	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	(4)建築設計費	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
ロ	土地整備(注9)										
	(1)建築物除却等費	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	(2)補償費等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
ハ	共同施設整備(注4)										
	(1)空地等整備費										
	①通路整備費	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	②駐車施設整備費	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	③児童遊園整備費	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	④緑地整備費	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	⑤広場整備費	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	(2)供給処理施設整備費										
	①給水施設整備費	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	②排水施設整備費	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	③電気施設整備費	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	④ガス供給施設整備費	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	⑤電話施設整備費	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	⑥ごみ処理施設整備費	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	⑦情報通信施設整備費	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	⑧熱供給施設整備費	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	(3)その他の施設整備費										
	①共用通行部分整備費	○	○	○	○	○	○	○	○	○	

(あ)	区分	共同化タイプ		市街地環境形成タイプ		マンション建替タイプ		中心市街地共同住宅供給タイプ	既存ストック再生型		都市再構築型	複数棟改修型
		右のいずれのプロジェクトにも該当しないもの	住宅型地域活性化防災活動拠点型	右のいずれのプロジェクトにも該当しないもの	住宅型地域活性化防災活動拠点型	優良要綱第2三ハ(3)①に該当するもの	優良要綱第2三ハ(3)②に該当するもの		優良要綱第2五(1)①に該当するもの	優良要綱第2五(1)②又は③に該当するもの		
イ	調査設計計画											
	(1)基本構想作成費	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○
	(2)事業計画作成費											
	①基本設計費	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○
	②敷地設計費	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○
	③資金計画作成費	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○
	④現況測量、現況調査、権利調査及び調整に要する費用	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○
	(3)地盤調査費	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○
	(4)建築設計費	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○
ロ	土地整備(注9)											
	(1)建築物除却等費	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○
	(2)補償費等	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○
ハ	共同施設整備(注4)											
	(1)空地等整備費											
	①通路整備費	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○
	②駐車施設整備費	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○
	③児童遊園整備費	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○
	④緑地整備費	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○
	⑤広場整備費	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○
	(2)供給処理施設整備費											
	①給水施設整備費	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○
	②排水施設整備費	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○
	③電気施設整備費	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○
	④ガス供給施設整備費	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○
	⑤電話施設整備費	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○
	⑥ごみ処理施設整備費	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○
	⑦情報通信施設整備費	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○
	⑧熱供給施設整備費	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○
	(3)その他の施設整備費											
	①共用通行部分整備費	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○

改正案

③防災関連施設整備費	○	○	○	○	○		○				○
④防音・防振等工事費	○	○	○	○	○		○				○
⑤社会福祉施設等との一体的整備費	○	○	○	○	○		○				○
⑥立体的遊歩道及び人工地盤施設整備費	○	○	○	○	○		○				○
⑦公共用通路整備費			○	○							○
⑧駐車場整備費	○	○	○	○	○		○				○
⑨機械室(電気室を含む)整備費		○		○	○		○				○
⑩集会所及び管理事務所整備費		○		○	○		○				○
⑪高齢者等生活支援施設整備費		○		○	○		○				○
⑫子育て支援施設整備費	○	○	○	○	○		○				○
⑬避難設備設置費											○
⑭消火設備及び警報設備設置費											○
⑮監視装置設置費											○
⑯電波障害防除設備設置費	○	○	○	○	○		○				○
⑰耐震改修費										○	○
⑱アスベスト改修費										○	○
⑲バリアフリー改修費										○	○
⑳省エネ改修費										○	○
㉑維持管理対策改修費										○	○
㉒防災対策改修費										○	○
㉓子育て支援対応改修費										○	○
㉔地区計画等に定められた施設整備費	○	○	○	○	○		○				○
ニ 用地取得(注6)											
(1)用地取得費											○
ホ 専有部整備(注7)											
(1)専有部整備											○
ヘ 市街地環境整備(注8)											
(1)市街地環境整備費											○

V

二(略)

4~6(略)

第6~第17(略)

現行

③防災関連施設整備費	○	○	○	○	○		○				○
④防音・防振等工事費	○	○	○	○	○		○				○
⑤社会福祉施設等との一体的整備費	○	○	○	○	○		○				○
⑥立体的遊歩道及び人工地盤施設整備費	○	○	○	○	○		○				○
⑦公共用通路整備費			○	○							○
⑧駐車場整備費	○	○	○	○	○		○				○
⑨機械室(電気室を含む)整備費		○		○	○		○				○
⑩集会所及び管理事務所整備費		○		○	○		○				○
⑪高齢者等生活支援施設整備費		○		○	○		○				○
⑫子育て支援施設整備費	○	○	○	○	○		○				○
⑬避難設備設置費											○
⑭消火設備及び警報設備設置費											○
⑮監視装置設置費											○
⑯電波障害防除設備設置費	○	○	○	○	○		○				○
⑰耐震改修費										○	○
⑱アスベスト改修費										○	○
⑲バリアフリー改修費										○	○
⑳省エネ改修費										○	○
㉑維持管理対策改修費										○	○
㉒防災対策改修費										○	○
㉓子育て支援対応改修費										○	○
㉔地区計画等に定められた施設整備費	○	○	○	○	○		○				○
ニ 用地取得(注6)											
(1)用地取得費											○
ホ 専有部整備(注7)											
(1)専有部整備											○
ヘ 市街地環境整備(注8)											
(1)市街地環境整備費											○

(注1)~(注8)(略)

二(略)

4~6(略)

第6~第17(略)

改正案	現行
<p>附則</p> <p>附則</p> <p>附則</p> <p>附則</p> <p>附則</p> <p>附則</p> <p>附則</p> <p>附則</p> <p>附則</p> <p>附則</p> <p>附則</p> <p>附則</p> <p>附則</p> <p>附則</p> <p>附則</p> <p>附則</p> <p>附則</p> <p>附則</p> <p>附則</p>	<p>附則</p> <p>附則</p> <p>附則</p> <p>附則</p> <p>附則</p> <p>附則</p> <p>附則</p> <p>附則</p> <p>附則</p> <p>附則</p> <p>附則</p> <p>附則</p> <p>附則</p> <p>附則</p> <p>附則</p> <p>附則</p> <p>附則</p> <p>附則</p> <p>附則</p>
<p><u>附則</u></p> <p><u>第1 施行期日</u></p> <p><u>改正後の要綱は、令和6年4月1日から施行する。</u></p> <p><u>第2 経過措置</u></p> <p><u>本改正要綱の施行（令和6年4月1日）の際、現に事業着手して</u> <u>いるものについては、なお従前の例によることができる。</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>